

居宅介護支援センター瑞寿苑 指定居宅介護支援事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人東晴会が開設する居宅介護支援センター瑞寿苑指定居宅介護支援事業所（以下、「瑞寿苑」という。）が行う指定居宅支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、瑞寿苑の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 瑞寿苑における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の77の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援センター瑞寿苑
- (2) 所在地 宇都宮市上桑島町1476番地2

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職員、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 3名以上
- (3) 事務職員 1名

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、瑞寿苑の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 瑞寿苑の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分とする。

但し、土曜日は、午前9時00分から午後1時00分とする。

尚、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び提供方法)

第7条 瑞寿苑の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

(1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅介護サービス計画を作成する。相談を受ける場所については、利用者宅や相談室等とする。

(2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護保険指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を図る。

(3) 当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。

(4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。

2 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっての課題分析を、全国社会福祉協議会在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成平成21年度版を用いて行うものとする。

3 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置付けたサービスについての調整等を図るため、当該サービス担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。尚、サービス担当者会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得るものとする。尚、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守するものとする。

4 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1回以上利用者宅を訪問するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省に定める告知上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴しない。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事業に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 瑞寿苑から、片道1km当たり30円とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で通知した上で、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の市町村とする。

(1) 宇都宮市

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して対処した内容について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症や災害への対応力強化)

第14条 事業所は、感染症や災害への対応力強化のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の発生および蔓延等に関する取り組みのため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練等を実施する。
- (2) 感染症が発生した場合において、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務計画継続の策定、研修、訓練等を実施する。
- (3) 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(会議や多職種連携におけるICTの活用)

第15条 指定居宅介護支援を行うにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定される介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを構築・推進し、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 瑞寿苑は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。

(その他の留意事項)

第17条 瑞寿苑は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設定する。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他人に漏洩しない。
 - 3 従業者と雇用契約するときは、従業者ではなくなった後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他人に漏洩しない旨の契約内容とする。
 - 4 この規程に定めのない事項他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東晴会と瑞寿苑の管理者との協議に基づき定めるものとする。
 - 5 生活援助が中心である指定訪問介護の利用回数が統計的にみて通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、また、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数が区分支給限度基準額に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、その必要性を居宅サービス計画に記載すると共に、当該居宅サービス計画を市町村に提出するものとする。市町村の検証のもと利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に資するものとする。

附 則

この規程は、平成１１年１１月０１日から適用する。

この規程は、第３条第１号を改め、平成１５年０２月０１日から適用する。

この規程は、第３条第２号を改め、平成１７年０４月０１日から適用する。

この規程は、第３条第３号、第８条第５号を改め、平成１９年０４月０１日から適用する。

この規程は、第３条第２号を改め、平成１９年０６月０１日から適用する。

この規程は、第３条第２号、第８条を改め、平成２０年０４月０１日から適用する。

この規程は、第５条を改め、平成２１年０４月０１日から適用する。

この規程は、第３条第２号を改め、平成２７年１０月０９日から適用する。

この規程は、事業所名称変更により、平成２９年０４月０１日から適用する。

この規程は、第３条第２号、第５条第２号、第６条第２項、第８条を改め、令和２年０４月０１日から適用する。

この規程は、第６条第１項第１号、第６条第２項を改め、令和２年０４月１５日から適用する。

この規定は、第３条、第４条（３）号、第５条（３）号、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１７条第５項を定め、第７条第３項を改め、令和３年０４月０１日から適用する。